

発言No.

8

受付No. 11

令和 6 年 6 月 7 日  
8 時 47 分 受付

## 一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 7 番

氏名 村武 まゆみ

答弁を求める者  
(○をつける)  
員 長

市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長  
農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

発言項目及び要旨

### 1. 介護予防について

#### (1) 要支援・要介護認定について

- ① 近年の浜田市の人口減少に伴い、高齢者人口も毎年減少している。しかし、高齢化率は高くなっており、R6年5月末で38.51%と年々上がっている。そして要支援・要介護認定率もそれに伴い、R5年度の要支援・要介護認定率がR4年度の22.90%から23.07%と若干だが上がっている。その要因についてどのように分析されているか伺う。
- ② R2年度の介護認定率は過去6年間で一番高く23.53%となっている。その要因について伺う。

#### (2) 高齢者の通いの場等について

- ① R5年度の高齢者の通いの場（サロン活動を含む）について現状をどのように把握しているか伺う。

### 2. 周産期グリーフケアについて

#### (1) 妊娠後赤ちゃんを亡くされた方への対応について

2020年の厚生労働省の統計によると、全国で妊娠した女性の7人に1人が流産を経験し、死産は年間17,000人を超えていると言われている。近しい親族の死を体験することはとても辛いことであるが、特に我が子が妊娠したと分かってから流産や死産、そして出生しても亡くなるということは本当に辛いことであるので、細やかな配慮が必要になると考える。大変デリケートな内容になるが以下の質問をする。

- ① 流産や死産を経験した人に対する自治体の支援体制は国においても必要であると考えられている。厚生労働省よりR2年11月には「母子保健施策のための死産情報の共有について」、R3年5月末には「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援について」

の通達が出ている。母子保健の向上を図るため、死産の実情を明らかにすることを目的として、父母等が市区町村へ届出を行うこととされている。死産届を受理する課においては、母子保健担当課の求めに応じて、死産届に関する必要な情報共有に努めて欲しいとある。浜田市においては総合窓口課で受理された死産の情報が子育て支援課（子育て世代包括支援センター）の求めに応じて、死産届に関する必要な情報共有に努めて欲しいとあるが、浜田市においてはどのような支援体制となっているか伺う。

- ② 母子保健法第6条第1項に規定する「妊産婦」とは、妊娠中または出産後1年以内の女子をいい、この「出産」には、流産及び死産の場合も含まれる。浜田市において様々な妊産婦や出産に向けての事業を実施しているが、流産や死産を経験された方が受けることが出来るのか伺う。
- ③ 流産、死産等を経験した女性の相談についてどのような体制になっているのか伺う。
- ④ 市の担当課職員などが周産期グリーフケアに関する研修などの実施を行なっているのか伺う。

### 3. 不登校児童生徒への支援について

- ① 今年度から始まった校内フリースクール事業について状況を伺う。
- ② 校内フリースクールも含め、学校や山びこ学級にも通えない子ども達の日常の様子をどのように把握しているのか伺う。

以上